

# 議案説明書

行政経営部 行政経営課

提出議会：令和6年第2回定例会

## 1 案件名

議案第10号 佐野市個人番号の利用に関する条例の改正について

## 2 概要

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の一部改正に伴い、条例の一部を改正する。

## 3 理由及び趣旨、目的、内容等

新規事務で必要とされる機関間の情報連携のより速やかな開始が可能となるよう、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」中の別表第2を削除し、主務省令で規定することとされた。

これに伴い、「佐野市個人番号の利用に関する条例」中の「法別表第2の第2欄に掲げる事務」と規定する箇所を「特定個人番号利用事務」に改め、「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改める。

## 4 その他の事項

施行日は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」の施行の日とする。